国立大学法人東京医科歯科大学統合研究機構規則

（平成２９年３月３１日
規　則　第　５　９　号）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成１６年規程第１号。以下「組織運営規程」という。）第２７条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学統合研究機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　機構は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における研究戦略の策定、先端研究の推進及び研究活動等への支援、学内の研究資源の集約と戦略的利用の促進に資することを目的として設置する。

第２章　機構

（組織構成）

第３条　機構に、前条の目的を達成するために、次に掲げる組織を置く。

⑴　若手研究者支援センター

⑵　研究基盤クラスター

⑶　先端医歯工学創成クラスター

２　前項各号の組織に、それぞれ長を置く。

３　機構は第１項各号の組織に加え、次に掲げる組織により構成される。

⑴　生体材料工学研究所

⑵　難治疾患研究所

（業務）

第４条　機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

⑴　研究戦略の策定に関すること。

⑵　先端研究の推進に関すること。

⑶　研究活動支援に関すること。

⑷　学内の研究資源の集約及び戦略的利用の促進に関すること。

（機構長）

第５条　組織運営規程第１４条の３第２項に規定する機構長は、学長が指名する理事、副理事又は副学長をもって充てる。

２　機構長は、機構の管理運営について統括する。

３　機構長の任期は１年とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期の末日以前とする。

（副機構長）

第６条　機構に副機構長を置き、学長が指名する理事、副理事又は副学長をもって充てる。ただし、

学長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
２　副機構長は、機構長を補佐する。
３　副機構長の任期は１年とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期の末日以前までとする。

（教職員）
第７条　機構及び各組織に、機構長及び副機構長のほか、URA 等を含む必要な教職員を置くことができる。

第３章　機構の組織

第８条　削除

（若手研究者支援センター）
第９条　第３条第１項第１号に定める若手研究者支援センターに関し必要な事項は、別に定める。

（研究基盤クラスター）
第１０条　第３条第１項第２号に定める研究基盤クラスターに、次に掲げるセンターを置く。
⑴ リサーチコアセンター
⑵ 実験動物センター
⑶ 生命倫理研究センター
⑷ 疾患バイオリソースセンター
２　前項各号のセンターに、それぞれ長を置く。
３　研究基盤クラスター及び第１項各号に定めるセンターに関し必要な事項は、別に定める。

（先端医歯工学創成クラスター）
第１１条　第３条第１項第３号に定める先端医歯工学創成クラスターに、次に掲げるセンターを置く。
⑴ 再生医療研究センター
⑵ 脳統合機能研究センター
⑶ 核酸・ペプチド創薬治療研究センター
⑷ 口腔科学センター
２　前項各号のセンターに、それぞれ長を置く。
３　先端医歯工学創成クラスター及び第１項各号に定めるセンターに関し必要な事項は、別に定める。

第４章　研究連携戦略会議及び管理運営会議

第１節　研究連携戦略会議

（構成員）
第１２条　研究連携戦略会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
⑴ 統合研究機構長
⑵ 統合イノベーション機構長
⑶ 学長が指名する者
⑷ その他、統合研究機構長及び統合イノベーション機構長が必要と認める者

２　前項第３号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

（委員の任期等）
第１３条　前条第１項第３号に掲げる委員の任期は、１年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員の任期の末日は、当該委員を委嘱する学長の任期の末日以前とする。
２　欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議事項）
第１４条　研究連携戦略会議は、全学的な研究戦略及びイノベーション戦略の策定等並びに学長から指示のあった事項を審議する。

（議長）
第１５条　研究連携戦略会議に議長を置き、統合研究機構長をもって充てる。
２　議長は、研究連携戦略会議を招集し、これを主宰する。
３　議長に事故があるときは、統合イノベーション機構長がその職務を代行する。

（議事）
第１６条　研究連携戦略会議は、委員の３分の２以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、委任状の提出をもって委員の出席とすることができる。
２　研究連携戦略会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）
第１７条　研究連携戦略会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

第２節　管理運営会議

（構成員）
第１８条　管理運営会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
⑴ 機構長
⑵ 副機構長
⑶ 第３条第１項各号に定める組織の長並びに第１０条及び第１１条に定める各センター長
⑷ 統合研究機構事務部長
⑸ その他機構長が必要と認めた者
２　前項第５号の委員は、管理運営会議の議を経て、機構長が委嘱する。

（議長）
第１９条　管理運営会議に議長を置き、機構長をもって充てる。
２　議長は、管理運営会議を招集し、これを主宰する。

（審議事項）
第２０条　管理運営会議は、第４条に規定する業務を遂行するため、次の各号に掲げる事項について審議する。
⑴ 第３条第１項各号に定める組織の長並びに第１０条及び第１１条に定める各センター長候補

者の推薦に関すること。
⑵ 教員の人事に関すること。
⑶ 予算に関すること。
⑷ 第３条第１項各号に定める組織及び各センターの運営に関するもののうち、特に重要な事項
⑸ その他議長が必要と認めた事項

（議事）
第２１条　管理運営会議は、委員の３分の２以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、委任状の提出をもって委員の出席とすることができる。
２　管理運営会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）
第２２条　管理運営会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

第５章　その他

（事務）
第２３条　機構に関する事務は、統合研究機構事務部で処理する。

（雑則）
第２４条　この規則に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附　則
１　この規則は、平成２９年４月１日から施行する。
２　次に掲げる規則は、廃止する。
⑴ 国立大学法人東京医科歯科大学研究・産学連携推進機構規則（平成２３年規則第３７号）
⑵ 国立大学法人東京医科歯科大学研究・産学連携推進機構管理・運営委員会規則（平成２６年規則第７１号）
⑶ 国立大学法人東京医科歯科大学産学連携研究センター規則（平成２６年規則第７８号）
⑷ 国立大学法人東京医科歯科大学医歯学研究支援センター規則（平成２２年規則第４号）
⑸ 国立大学法人東京医科歯科大学実験動物センター規則（平成２２年規則第５号）
⑹ 国立大学法人東京医科歯科大学生命倫理研究センター規則（平成２２年規則第６号）
⑺ 国立大学法人東京医科歯科大学疾患バイオリソースセンター規則(平成２４年規則第６８号)
⑻ 国立大学法人東京医科歯科大学再生医療研究センター規則（平成２５年規則第５４号）
⑼ 国立大学法人東京医科歯科大学脳統合機能研究センター規則（平成２６年規則第３０号）
⑽ 国立大学法人東京医科歯科大学医療イノベーション推進センター規則（平成２７年規則第２９号）
⑾ 国立大学法人東京医科歯科大学低侵襲医歯学研究センター規則（平成２７年規則第４４号）
附　則
この規則は、平成２９年５月１日から施行する。
附　則（平成２９年１１月１３日規則第１３０号）
１　この規則は、平成２９年１１月１３日から施行し、平成２９年１１月１日から適用する。
２　国立大学法人東京医科歯科大学統合研究機構低侵襲医歯学研究センター内規(平成２９年制定)

は廃止する。

附　則（平成３０年３月２９日規則第１７号）

この規則は、平成３０年３月２９日から施行し、平成３０年３月１日から適用する。

附　則（令和２年４月３日規則第８８号）

この規則は、令和２年４月３日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和３年２月１日規則第１５号）

この規則は、令和３年２月１日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和３年３月２９日規則第３７号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年７月２８日規則第８０号）

この規則は、令和３年７月３０日から施行し、令和３年４月１日から適用する。ただし、改正後の第１８条第１項第４号の規定は、令和３年７月１日から適用する。

附　則（令和４年３月３１日規則第７１号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。ただし、改正後の第３条第１項第１号及び第９条の規定は、令和４年３月２４日から適用する。

附　則（令和４年１１月２８日規則第１６７号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月３０日規則第１３４号）

この規則は、令和５年３月３０日から施行し、令和５年３月１日から適用する。

附　則（令和６年３月２９日規則第３３号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。